

遊漁者の皆様へ

漁業権内での たこ釣りは

違法

です!!!



漁業権区域内での以下の行為は、処罰の対象※1となる恐れがあります。

ご注意
ください!

- ▶ 漁業権者の同意なく漁業権の対象種※2をとること
- ▶ 漁業者の操業を妨害すること

※1 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、100万円以下の罰金が課せられます。(漁業法第195条)

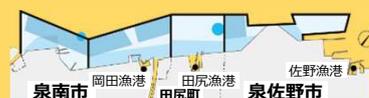
※2 たこ、うに、なまこ、あさり、さざえ、あわび、とこがし、えむし、わかめ等(漁業権により異なります。)

漁業権って どの範囲？

泉佐野市から和歌山県境までの地先海域(海岸から1~2km)に漁業法に基づく漁業権が設定されています。

(漁業権漁場の位置図、内容の詳細は) [ホームページ](#)でご確認ください。

大阪府 漁業権 検索



□ 漁業権漁場 / ■ つきいそ漁業 / ■ ノリ・ワカメ等養殖業 / ■ 小型定置網(樹網)漁業

【お問合せ先】大阪府環境農林水産部水産課 指導・調整グループ 電話：06-6210-9613

令和3年7月作成